

## 吹田市立総合福祉会館 一般廃棄物処理業務仕様書

### 1 業務名

吹田市立総合福祉会館 一般廃棄物処理業務

### 2 業務委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### 3 廃棄量

燃焼ごみ 約 1,120kg/月 資源ごみ 約 520 kg/月 (令和7年度平均実績)  
約 1,140kg/月 資源ごみ 約 510 kg/月 (令和6年度平均実績)

### 4 業務内容等

- (1) 委託業務の作業は、燃焼ごみについては週2回、資源ごみについては月2回、それぞれの定曜日の午前8時から行き、その作業にあたっては、所定の場所に出されたごみを完全に収集し、その周囲の清潔保持に努めること。
- (2) 収集運搬車両には原則として有蓋車を使用し、無蓋車による場合は、運搬中必ず車両シートを被せ、ごみが飛散しないようにすること。
- (3) 収集運搬に際しては、必ず2人以上乗車すること。特に車両の運行及び管理について最善の注意を払うこと。
- (4) 資源ごみとして排出されたものについては、必ず再資源化するものとする。
- (5) 委託業務の実施中に市民等とのトラブルや事故が発生した場合は、臨機の処置を取り、発注者へ急報するとともに、書面により報告すること。

### 5 その他

この仕様書に定めのない事項については、協議のうえ別に定めるものとする。